

静岡県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として指定した次の施設の指定を取り消した。

令和7年5月21日

静岡県選挙管理委員会委員長 山 本 正 幸

1 不在者投票のできる施設の指定の取消し

施 設 名	所 在 地	種 別
引佐赤十字病院	浜松市浜名区引佐町金指1020	病院

2 指定の取消しの年月日 令和7年5月21日